岩手県立釜石病院一般廃棄物収集運搬業務仕様書

岩手県立釜石病院の一般廃棄物収集運搬業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」及び関係法令の定めのほか、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1　収集運搬を委託する廃棄物の排出場所、種類、性状及び見込数量

排 出 場 所 ： 岩手県立釜石病院

種　　　類 ： 事業系一般廃棄物

性　　　状 ：

形状	有害物	臭気	荷姿
紙屑等	なし	なし	ビニール袋

見 込 数 量 ： 120,518 kg(年間見込)

2　前項廃棄物の運搬先

事業場の名称 ： 岩手沿岸南部クリーンセンター

所　在　地 ： 岩手県釜石市大字平田3-81-3

処 理 方 法 ： 溶解、破砕

処 理 能 力 ： 溶解　147t／日(73.5t／日×2炉)
破砕　10.5ｔ／日

3　実施日及び作業時間

実　施　日 ： 毎日(土、日、祝日は除く)とする。
ただし、年末年始等の連休時は別途協議するものとする。

作 業 時 間 ： 午前8時30分から午後5時までの間とする。

4　受託業者は委託された第1項の廃棄物を指定された事業場に運搬する。

5　委託料には、釜石市に支払う処理手数料を含むものとする。

6　廃棄物を収集運搬するときは、専用の車両を使用し、業務従事者はユニホームを着用し、会社名及び氏名を記載した名札をつけること。

7　病院廃棄物保管場所周辺の清潔保持に努めること。

8　受託者は、当該業務の許可事項に変更等あったときは速やかに報告するものとする。

9　本仕様書に定めがない事情が発生した場合は、双方協議するものとする。